



会津の三十三観音めぐり 日本遺産に認定

日本遺産として認定

「会津の三十三観音めぐり」巡礼を通して観た往時の会津の文化を会津地域の17市町村が連名で文化庁に申請し、平成28年度「日本遺産」に認定されました。

特に、「会津三十三観音御詠歌は、地域によって節が異なるなど地域性豊かに発展し、葬儀の際の供養として詠まれることが慣習となっていました。さらに観音講と言われる地域の団体が古くからの伝統として続く地域も多くあります。」

日本遺産とは

「日本遺産(Japan Heritage)」は地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」として文化庁が認定するものです。

ストーリーを語る上で欠かせない魅力溢れる有形や無形のさまざまな文化財群を、地域が主体となつて総合的に整備・活用し、国内だけでなく海外へも戦略的に発信していくことにより、地域の活性化を図ることを目的としています。

世界遺産登録や文化財指定は、いずれも登録・指定される文化財(文化遺産)の価値付けを行い、保護を担保することを目的とするものです。一方で日本遺産は、既存の文化財の価値付けや保全のための新たな規制

を図ることを目的としたものではなく、地域に点在する遺産を「面」として活用し、発信することで、地域活性化を図ることを目的としている点に違いがあります。

「日本遺産」に認定されると、認定された当該地域の認知度が高まるとともに、今後、日本遺産を通じたさまざまな取り組みを行うことで地方創生につながる事が期待されています。

会津三十三観音の始まりと浸透

三十三の姿に身を変えて衆生を救うといわれる観音信仰から、平安時代に始まったとされる三十三観音巡り。本家西国三十三観音の成立以後、坂東三十三観音など全国各地にさまざまな三十三観音がつくられました。

会津の三十三観音巡りは、会津藩祖保科正之より始まりました。寛政20年(1643)、会津に入封した保科正之は、3代將軍徳川家光の異母弟として生まれ、家光と4代將軍家綱を支え江戸幕府の基礎を築いた名君として知られています。

保科正之が入封した当時は、徳川幕府の成立により治安や経済も安定し、参勤交代のための街道の整備も進んだため、全国的に伊勢参りや熊野参詣、西国三十三観音巡りなどが盛んでした。これは遠く離れた会津

もくじ Contents

7月号 2016 No.127

- P2 特集 会津三十三観音めぐり日本遺産に
- P5 国民健康保険加入者の皆さんへ
- P6 7月10日参議院議員通常選挙
- P8 健康だより
- P10 生涯学習の広場
- P11 後期高齢者医療制度
- P12 喜多方フォトニュース
- P14 情報ステーション
 - 年金生活者等支援臨時福祉交付金
 - 多子世帯保育料軽減事業費補助金給
- P15 創業スタートアップ支援事業補助金
- P16 喜多方ブランド国内外販路開拓等支援事業 追加募集
 - 友好都市交流促進事業補助金
- P17 夏の交通事故防止県民総ぐるみ運動
 - 子ども・子育て会議委員の公募
 - 基礎から学ぶ武術太極拳教室受講生募集
- P18 フレッシュトライ講座受講生募集
 - 広域市町村圏組合職員募集(高卒)
 - 広域市町村圏組合消防職員募集(高卒)
- P19 少年の主張喜多方市大会
 - 岩合光昭写真展スライド&トークショー
- P20 たかさと棚田ウォーク夏
 - 子ども・子育て総合相談窓口
- P21 市民と市長の談話室 対話内容／年金
 - 5月末現在ふるさと納税
- P22 今月の相談日／休日当番医・輪番制病院
- P23 美術館／図書館／8月の「市民と市長の談話室」
- P24 ふるさとの遺産／人口



の領民の間でも同じで、片道一月、往復二月以上掛かる大旅行に多くの人が出掛けていました。

この様子を見た保科正之は、巡礼のために多額の費用が領外に流れることを案じて巡礼を禁止しました。しかし巡礼は、観音様のご利益を願う民衆の信仰に基づくものであり、また諸国を観光する娯楽の側面もあったことから、単純に押さえつけることはできません。そこで代わりに会津三十三観音を定めたのです。領民の不満を募らせずに、資金、労働力の流出を防ぐ、名君の采配でした。

会津藩の領内には平安初期の僧・徳一の時代からの由緒ある仏寺がいたるところにあったこと、また、古代

の霊場巡り以来の観音巡りが盛んな土地柄であったことから、老男女をはじめとした多くの領民たちによって、特に農村部の女性たちによって盛んに三十三観音巡りが行われるようになった。

こうして家を出て羽を伸ばすことの少ない女性たちは、日頃の悩みを相談したり、温泉につかったりと、仲間とともに親睦と娯楽を兼ねた数日間の巡礼を楽しみました。

他にも会津地方には、御蔵入(奥会津)三十三観音や城下町の寺を巡る町廻り三十三観音、久保田三十三観音など、さまざまな三十三観音がつくられ今に残っています。

〜日本遺産申請ストーリーより

次ページへつづく

市内札所地図



市内に9カ所の札所

「会津三十三観音」は塩川町の大木から始まり、1番から9番までの札所が市内にあります。

- 第1番札所 大木観音(塩川町)
- 第2番札所 松野観音(慶徳町)
- 第3番札所 綾金観音(豊川町)
- 第4番札所 高吉観音(豊川町)
- 第5番札所 熱塩観音(熱塩加納町)
- 第6番札所 勝観音(関柴町)
- 第7番札所 熊倉観音(熊倉町)
- 第8番札所 竹屋観音(塩川町)
- 第9番札所 遠田観音(塩川町)
- 第10番札所 勝常観音(湯川村)
- 第11番札所 東原観音(会津坂下町)
- 第12番札所 田村山観音(会津若松市)
- 第13番札所 館観音(会津若松市)
- 第14番札所 下荒井観音(会津若松市)
- 第15番札所 高瀬観音(会津若松市)
- 第16番札所 平沢観音(会津若松市)
- 第17番札所 中ノ明観音(会津若松市)
- 第18番札所 滝沢観音(会津若松市)
- 第19番札所 石塚観音(会津若松市)
- 第20番札所 御山観音(会津若松市)
- 第21番札所 左下り観音(会津美里町)
- 第22番札所 相川観音(会津美里町)
- 第23番札所 高倉観音(会津美里町)
- 第24番札所 関山観音(会津美里町)
- 第25番札所 領家観音(会津美里町)
- 第26番札所 富岡観音(会津美里町)
- 第27番札所 大岩観音(会津美里町)
- 第28番札所 高田観音(会津美里町)
- 第29番札所 雀林観音(会津美里町)
- 第30番札所 中田観音(会津美里町)
- 第31番札所 立木観音(会津坂下町)
- 第32番札所 青津観音(会津坂下町)
- 第33番札所 御池観音(会津坂下町)
- 番外第1札所 浮身観音(会津美里町)
- 番外第2札所 柳津観音(柳津町)
- 番外第3札所 鳥追観音(西会津町)

伝統を守りこれからも

岩月町治里地区の観音講に所属する三浦 加代子さんは、「祖母の時代にはすでにあった」という長年続く観音講で、年4回ほど集まり御詠歌を詠んでいるそうです。

「観音講は昔の女性の楽しみだったと思うが、今でも地区の妊婦さんの安産祈願を行ったり、3年に1回は観音様を巡ったりもしています。」と暮らしや地域に会津三十三観音が根ざしている様子が伺えました。

「日本遺産の認定はとてもうれしいが、信仰心が大切だと思う。地域のつながりが薄くなりがちなので、これからも伝統を守って続けていきたい。」と力強く語られました。



岩月町 三浦 加代子さん

国民健康保険 加入者の皆さんへ

28年度国民健康保険税の税率

地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額と一定所得以下世帯の減額基準所得が改正となります。

●課税限度額の改定

医療給付費分に係る課税限度額を54万円(現行52万円)に、後期高齢者支援金分に係る課税限度額を19万円(現行17万円)に引き上げます。

改正後の税率一覧

税率	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	備考
所得割額	7.67%	2.03%	1.66%	据え置き
資産割額	15.20%	3.80%	4.00%	据え置き
均等割額	20,200円	5,400円	5,800円	据え置き
平等割額	20,300円	5,500円	6,200円	据え置き
課税限度額	540,000円	190,000円	160,000円	改正あり

●減額基準所得の改定

一定所得以下世帯の均等割額および

び平等割額の減額措置を拡大するため、5割減額および2割減額の対象となる世帯の減額基準所得を改正します。

改正前(平成27年度)

減額基準所得額(世帯主と国保加入者の前年中所得の合計)	減額割合
33万円+(国保加入者数+特定同一世帯所属者数 [※]) ×26万円以下の世帯	5割
33万円+(国保加入者数+特定同一世帯所属者数 [※]) ×47万円以下の世帯	2割

改正後(平成28年度から)

減額基準所得額(世帯主と国保加入者の前年中所得の合計)	減額割合
33万円+(国保加入者数+特定同一世帯所属者数 [※]) ×26万5千円以下の世帯	5割
33万円+(国保加入者数+特定同一世帯所属者数 [※]) ×48万円以下の世帯	2割

※後期高齢者医療制度の適用により国保を脱退した方で、脱退日以降も継続して同一の世帯に属する方

問 税務課 市民税班
☎(24)5217 または各総合支所
住民課 市民サービス班

「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」はお持ちですか?

万一高額な診療を受ける入院の際に、あらかじめ申請することにより、所得区分に応じて病院窓口で医療費

および食事代の負担が自己負担限度額まで、または減額になる制度です。

●新たに交付が必要な方

○限度額適用認定証:70歳未満の方で住民税課税、上位所得者世帯の方
↓医療費の一部負担が自己負担限度額までとなります。

○限度額適用・標準負担額減額認定証:住民税非課税世帯の方↓医療費の一部負担金および入院時の食事代が自己負担限度額までとなります。

※国保税に未納がある方には交付できない場合がありますので、ご相談ください。

●現在認定証の交付を受けている方

平成27年8月以降に認定証の交付を受けている方の有効期限は、7月31日(※)となっています。

現在も国保の資格をお持ちの方には、更新のご案内を7月下旬に郵送します。8月以降も引き続き認定証の交付が必要な方は、8月になってから申請してください。

※75歳の誕生日を迎える方などについては有効期限が異なります。

◆申請時に必要なもの

認定証が必要となる方の国民健康保険証、高齢受給者証(70歳以上の方)

※限度額適用・標準負担額減額認定証(適用区分「Ⅱ」「オ」の方)の交付を受けていた期間の入院日数が90日を超える場合には、その確認がで

る証書(領収書など)

70歳から74歳の皆さんへ

●「高齢受給者証」が更新されます

【更新対象者:昭和16年8月2日生まれ〜昭和21年7月1日生まれ】

新しい高齢受給者証を7月下旬に郵送しますので、古い高齢受給者証は8月1日以降にすみやかに保健課または各総合支所住民課の窓口までご返却ください。

8月以降の負担割合は、28年度住民税の所得により再判定する結果に基づきます。

※昭和19年4月1日以前が誕生日の方の負担割合は「2割(特例措置により1割)」または「3割」となります。
※昭和19年4月2日以降が誕生日の方の負担割合は「2割」または「3割」となります。

●7月2日以降に70歳の誕生日を迎えられる方

【昭和21年7月2日以降が誕生日の方】
※高齢受給者証は該当する月の前月末までに郵送しています。

○70歳の誕生日が1日の方:誕生月から該当

○70歳の誕生日が1日以外の方:誕生月の翌月から該当

問 保健課 国保医療係
☎(24)5224 または各総合支所
住民課 市民サービス班

参議院議員通常選挙

今回の選挙から、
選挙権年齢が
満18歳以上に
引き下げられ
ました。

投票日：7月10日(日) 公示日：6月22日(水)

投票時間：午前7時～午後8時(全投票所統一)

【参議院議員選挙まめ知識】

参議院に解散はありません。常に任期満了(6年)によるものだけです。ただし、参議院議員は3年ごとに半数が入れ替わるよう憲法で定められていますので、3年に1回、定数の半分を選ぶことになります。

参議院議員の定数は242人で、うち96人が比例代表選出議員、146人が選挙区選出議員です。

今回の福島県選挙区は定数1人



投票の方法

2つの投票があります。郵送された入場券をお持ちのうえ、指定された投票所で投票してください。

その1 選挙区選挙

「候補者の氏名」を書いて投票してください。

その2 比例代表選挙

「名簿登載者の氏名」または「名簿届出政党等の名称」を書いて投票してください。

■選挙資格のある方

平成10年7月11日までに生まれた方または平成28年3月21日までに転入届出をされた方で、いずれも引き続き3カ月以上市内に住んでいる方です。

■期日前投票

投票日に仕事、レジャーや旅行、冠婚葬祭などのために投票できない方は、期日前投票ができます。

期日前投票は、次のどの投票所でも投票できますので、入場券をお持ちのうえ投票してください。

入場券裏面が「宣誓書(請求書)」になっているので、所定の事項を記入のうえお持ちください。

※投票日当日に投票される場合は、宣誓書への記入は必要ありません。

期日前投票の場所と日時

6月23日(木)～7月9日(土)	
本庁舎市民ロビー(ホール棟1階)	午前8時30分～午後8時
6月24日(金)～7月9日(土)	
熱塩加納会館事務室	午前8時30分～午後7時
塩川総合支所第2小会議室	
山都総合支所小会議室	
高郷総合支所メモリアルルーム	

※各総合支所の終了時間は、午後7時までと1時間短くなっています。

■ 指定病院などでの不在者投票

出産や病気、その他の理由で不在者投票の指定された病院や施設に入院、入所されている方は、その病院または施設で投票することができます。不在者投票を希望する場合、本人がその病院などの長に申し出ることにより、その場所での投票ができますが、指定病院または指定施設かどうかは病院などにお問い合わせください。

《喜多方市内の指定病院など》

飯塚病院、入澤病院、エルムホーム、小野病院、北原荘、ケアホームやまと、佐原病院、しのめ荘、しょうぶ苑、鮮雲荘、天心ケアハイツ、鳴瀬病院、パステルヴィレッジ小野、有隣病院(50音順)

■ 滞在者の不在者投票

本市に滞在している方の他市町村不在者投票は、市役所内選挙管理委員会事務局および各総合支所内事務室などで行うことができます。不在者投票の取扱いは、各期日前投票所の時間と同じです。

■ 郵便による不在者投票

身体障害者、戦傷病者または要介護者の方で、一定の要件に該当する場合は、郵便による不在者投票(在宅投票)ができます。該当する方で新規

に申請する場合は、あらかじめ身体障害者手帳などを添付のうえ、郵便等投票証明書の交付を受けなければなりません。

一定の要件とは身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を現に受けている方で、障害の部位や程度により異なり、また、要介護者のうち、被保険者証の要介護状態区分が「要介護5である者」として記載されている方などです。

郵便による不在者投票のできる方で、障害の程度により代理記載制度を利用することもできますので詳しくはお問い合わせください。

◎ 郵便による不在者投票の手続き

▼市選挙管理委員会委員長に対し、文書で「郵便等投票証明書」の交付申請をする(申請書は必ず選挙人本人が書き、手帳などを添付すること)。

▼市選挙管理委員会委員長は、該当すると認めた場合「郵便等投票証明書」を交付する。

▼市選挙管理委員会委員長に対し、投票用紙および投票用封筒の交付申請をする(選挙の期日前4日まで)。

▼市選挙管理委員会委員長は、該当すると認めた場合、郵便により投票用紙および投票用封筒を交付する。

▼選挙人は、その現在する場所において投票用紙に自ら(代理記載の場合は代理記載人)が記載し、封筒に入れて封をし、市選挙管理委員会委員長あてに郵便で送付する。

■ 大学生などの選挙権

選挙管理委員会では、新しく選挙権を有することになる方について、選挙人名簿に登録するための実態調査を行っています。その中で「学生などで喜多方市に住民登録をしたまま、他の市町村で下宿などの日常生活をしている場合、選挙権はどうなるのでしょうか」との問い合わせが多くなります。

特別な事情がない限り、実際に生活している下宿などに住所があると判断され、公職選挙法における住所要件を満たせず、選挙人名簿に登録されないため、投票できません。

実態調査により選挙人名簿に登録されていない方で、まだ現住所地に住所を異動していない場合は、速やかに現在居住している市区町村などで住民登録をするようお願いいたします。

選挙人名簿の登録は、公職選挙法で「当該市町村の区域内に住所を有する年齢満18歳以上の日本国民で、その者に係る登録市町村等の住民票が作成された日から引き続き3箇月以上登録市町村等の住民基本台帳に記載されている者について行う」とされています。

※「住所」とは…民法第21条で「各人の生活の本拠地をもってその住所とする」と定めています。

また、自治省通達(昭和46年)では「修学のため郷里を離れて居住する学生、生徒については、その居住する寮、下宿等の実家からの距離が近く、実家等に配偶者があり、かつ管理すべき財産を持ち、従って休暇以外にもしばしば帰宅する必要があり、また、その事実もある等の特別な事情がない限り、原則として、その寮、下宿等の所在地に住所がある」とされています。

問 選挙管理委員会事務局
☎(24) 5258

私たちの声を国政に
届ける大切な選挙です。
棄権しないで投票
しましょう。



酒は百薬の長？

考えてみましょう

お酒との上手な付き合い方



◇お酒は、心強い味方？

酒どころ喜多方に住む私たちにとって、お酒との付き合い方は日々の生活に浸透している大切な文化でもあります。適量であれば、ストレス解消になったり、心臓病の危険を減らしたりすることができ、心強い味方でもあります。

お酒を生涯楽しむためには、どうしたら良いのでしょうか。

◇適量を知ろう

「適正飲酒」は、1日平均純アルコールで約20g程度（ビール中瓶1本程度）であると言われています。

◇過度の飲酒の影響は？

過度の飲酒は、肝臓病や糖尿病、がん、うつ病、アルコール依存症など健康に重大な悪影響を及ぼします。

また、妊婦の場合は胎児の発育に悪影響を及ぼすことがあります。さらに、発育途上にある未成年者も心身への悪影響が大きいため未成年者飲酒禁止法により守られています。

お酒の強さには個人差があります。一般的に、男女差や年齢差、体格差などでアルコールを分解する能力も変わります。

お酒が苦手な方に無理やり飲酒を勧めることのないようにしましょう。

適正飲酒の10カ条

- 一 談笑し楽しく飲むのが基本です
- 二 食べながら適量範囲でゆっくりと
- 三 強い酒薄めて飲むのがおススメです
- 四 つくろうよ週に2日は休肝日
- 五 やめようよきりなく長い飲み続け
- 六 許さない他人への無理強いイッキ飲み
- 七 アルコール薬と一緒に危険です
- 八 飲まないで妊娠中と授乳期は
- 九 飲酒後の運動 入浴要注意
- 十 肝臓など定期検査を忘れずに

出典 アルコール健康医学協会

11月8日(火)に「お酒と上手に付き合うため」の講演会を予定しています。詳しくは広報きたかた 10月号をご覧ください。

7月は熱中症予防強化月間

*高齢者や子どもは、特に注意

熱中症患者のおよそ半数は65歳以上の高齢者です。高齢者は体温調節の働きが低下し暑さに対する抵抗能力も弱くなり、のどの渇きも感じにくくなっています。

子どもは体温調節の能力が十分に発達していないので気を配る必要があります。

*熱中症は予防が大事！

- ①暑さを避ける（エアコンや扇風機を活用する。外出時は日傘や帽子を着用する）
- ②服装を工夫（通気性の良い吸湿性・速乾性のある服装を着用する）
- ③こまめに水分補給（のどが渇いていなくてもコップ1杯程度の水またはスポーツドリンクをこまめに飲むようにする）※アルコールは脱水を起こすので逆効果です。
- ④暑さに備えた体力づくり（日頃からウォーキングなどで汗をかく習慣をつけておく）

*熱中症の症状

・めまい・立ちくらみ・手足のしびれ・頭痛・吐き気・だるさ

*熱中症になったら

水分・塩分を補給し、涼しいところで休みましょう。

症状が改善しない場合は医療機関を受診しましょう。

意識がない、けいれんしているなどの症状があれば救急車を呼びましょう。



肝炎ウイルス 検診の お知らせ

40歳になる方を対象に肝炎ウイルス検診を実施しています。

ウイルス性肝炎は国内最大級の感染症と言われていますが、感染に気付かない方が多いと言われています。ぜひ、この機会に検診を受けましょう。

○対象者 平成29年3月31日時点で満40歳の方

○検査内容 B型肝炎およびC型肝炎ウイルスへの感染の有無の検査

○検査方法 血液検査

○検査料金 無料

○受診方法

・対象の方へは6月に検診案内と問診票兼受診券を郵送しています。

・検診案内を参考に集団検診または施設検診(医療機関)のどちらかで受診してください。受診する際は必ず『問診票兼受診券』をお持ちください。

肝臓週間

7月25日(月)～31日(日)

7月28日は、日本肝炎デーです。
(世界肝炎デー)

※41歳以上の方で、この検診を受けたことがない方は、一部自己負担となりますが検診を受けることができます。場合があるしますので、お問い合わせください。

問 保健課 健康推進室

☎(24) 5223 または各総合支所 住民課

ほっときらり通信



喜多方市 地域・家庭医療センター
「ほっと☆きらり」

センター長 武田 仁

健康を大事にすることは、
いのちを大事にすること

皆さんこんにちは。外来では、日々さまざまな患者さんに出会います。重い病気があっても、趣味や家族を大切に毎日を生きていくと過ごしている方。誰にも言えないような悩みやつらさを抱えながらも、笑顔を保ちつづけていく方。難しい家庭事情の中でも毎日懸命に働き、子どもたちに愛情を注ぎ続けるお母さん、お父さんたち。このような人生の先輩たちには本当に頭が下がり、日々学ばされることばかりです。

かと思えば、あまり見習いたくないような生活が続ける患者さんや、その家族も少なくありません。

自分や家族の健康に悪いと分かっているながらも、タバコをやめようと思わない方。お酒を毎日大量に飲んでは暴言や暴力をふるい、家族を悲しませている方。ひどい糖尿病や肥満があるのに、間食や夜食を制限できず、食べ過ぎてしまう方。もちろん、患者さんや家族にはそれぞれの事情があり、やむにやまれぬ理由から不健康な生活習慣を続けている方もいるでしょう。

しかし、少し考えてほしいのは、私たちの健康というのは日々、他の数限りないいのちの犠牲の上に成り立っているということです。私たちが何気なく毎日食べている肉、魚、野菜、果物、穀物、これらはすべて私たちと同じ生きものである。私たちは生きるためにそのいのちをいただき、自分たちの血肉としています。自分の健康を粗末にするということは、自分のいのちを捧げてくれた、たくさんの生きものたちをも粗末にすることです。

私たちが毎日食前に手を合わせて「いただきます」と言うことの意味―自分が生かされていることへの感謝、いのちに対する敬意―これを忘れないようにして、子どもたちや次の世代にも大切に伝えていきたいものです。



種 目	クルー編成
ジュニア男子	漕手が小・中学生（舵手は制限なし）
ジュニア女子	
一般男子	漕手4人の合計年齢が140 歳未満
一般女子	
シニア男子	漕手4人の合計年齢が140 歳以上200 歳未満
シニア女子	
マスターズ男子	漕手4人の合計年齢が200 歳以上
マスターズ女子	
ミックス	漕手2人以上が女性 年齢制限なし
アスリート男子	年齢、経験者の人数は問わない (現役ボート部員の出場可)
アスリート女子	

メートル

◆種目 ナックルフォア(500

◆会場 県営荻野漕艇場

◆日程 8月7日(日)

夏休みの思い出にご家族、ご友人
職場の皆さんと一緒にチャレンジし
てみませんか。今年で9回目を迎える喜多方シ
ティレガッタを開催します。
漕手4人、舵手1人のナックル
フォアによるレースです。5人集ま
れば初心者の方でも参加できる競技
です。喜多方市合併10周年記念事業
喜多方シティレガッタ参加クルー募集

◆参加料 各種目3000円

※ジュニアの部は無料です。

◆申し込み方法 大会ホームページ

上にあるエントリーフォームよりお

申し込みくだ

さい。(郵送・
FAX(25)
7075可)大会
ホームページ
QRコード

◆申込期限 7月20日(水)

※詳しくは市ホームページをご覧に
なるかお問い合わせください。問 生涯学習課 ボートのまち推
進係

☎(24)5327

ふくしま駅伝喜多方市チームの
活動が始まりました第28回市町村対抗福島県縦断駅伝
競走大会(ふくしま駅伝)が11月20日
(日)に行われます。本市チームは6月から合同練習を
開始し、大会へ向け走力向上を図っ
ています。チームでは大会を目指す候補選手
(中学生以上)と活動を支えていただ
けるスタッフを募集しています。陸上・駅伝に興味のある方、応援
が好きなという方はぜひお声かけく
ださい。「喜多方市人づくりの指針」講演会が
開催されました。

生涯学習課では「喜多方市人づくりの指針」推進のため、偉大な先人の講話や「喜多方市人づくりの指針」についてのわかりやすい講演などで要望に合わせて講師の紹介や講師謝礼の助成を行っています。

6月4日、第一小学校にて5年生は瓜生岩子刀自、6年生は蓮沼門三翁についてそれぞれ学習しました。

瓜生岩子刀自の講師、川口芳昭さんは「人づくりの指針を通して、素晴らしい先人の話から学んだことを今に活かしてほしい」と思いを伝えました。

問 生涯学習課 生涯学習係 ☎(24)5318

蓮沼門三翁の講話
大澤 君一さん、玄永 三男さん
(修養団愛汗喜多方)
※写真は玄永さん瓜生岩子刀自の講話
川口 芳昭さん
(瓜生岩子刀自顕彰会)

ふくしま駅伝 喜多方市チームの皆さん

問 生涯学習課 ボートのまち推
進係
切川公園体育館内)
☎(23)0771ふくしま駅伝合同練習
練習日 毎週火・木曜日
時間 午後6時50分～8時50分
場所 押切川公園スポーツ広場
※参加を希望される方は連絡いた
だくか、練習日に会場へお越し
ください。チームの活動については
市体育協会ホームページをご覧
ください。

後期高齢者医療制度

被保険者の
皆さんへ



被保険者証が更新されます

被保険者証の有効期限が平成28年7月31日となっていますので、8月からの保険証を7月末までに特定記録郵便で郵送します。

現在お持ちの被保険者証は、8月以降に市役所へ返却をお願いします。

保険料の通知をお送りします

前年所得額が確定後、8月中旬に保険料額および納付方法に関する通知をお送りします。

保険料の納付方法は原則として特別徴収(年金からの天引き)となりますが、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金額の2分の1を超える場合などは特別徴収できないため、普通徴収(納付書による納付)となります。

◆保険料の納付時期

特別徴収される月

仮徴収(※1)			本徴収(※2)		
4月	6月	8月	10月	12月	2月

普通徴収の納期限

第1期	第2期	第3期	第4期
8月31日	9月30日	10月31日	11月30日
第5期	第6期	第7期	
1月4日	1月31日	2月28日	

(※1)仮徴収…前々年中の所得額により算出した暫定の保険料額

(※2)本徴収…前年中の所得額により算出した確定保険料額から仮徴収した分を差し引いた保険料額

◆口座振替の利用 普通徴収の場合

「口座振替」が利用できますので、希望する方でもまだ手続きをしていない場合は口座のある金融機関で手続きをお願いします。

※国保税を口座振替で納付していた場合でも、後期高齢者医療保険料は新たに口座振替依頼が必要です。

※特別徴収を中止し口座振替へ変更することもできますので、金融機関での口座振替手続きとともに、市役所へ「保険料納付方法変更申出書」の提出をお願いします。

保険料率など

- 所得割…8・19%
- 均等割…4万1700円

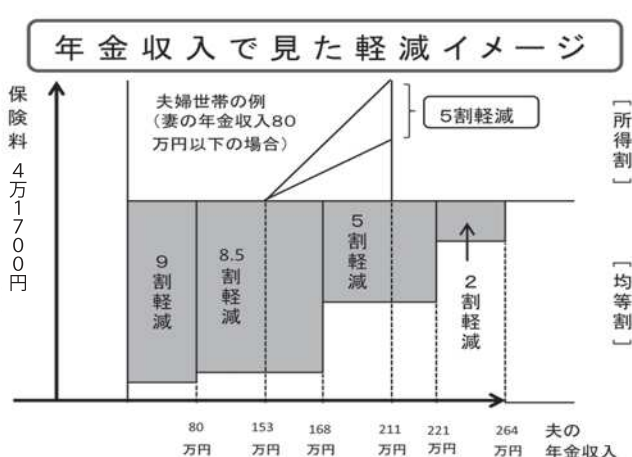
確定年保険料限度額57万円

◆保険料の算出方法 所得割額＝賦課の基となる所得金額(※3)×所得割率(8・19%)＋均等割額4万1700円

※3 賦課の基となる所得金額＝前年度中の所得額－33万円

保険料の軽減措置があります

世帯内の被保険者全員と世帯主の総所得金額などの合計額に応じて均等割額が軽減されます(2割・5割軽減基準の拡大)。また、住民税の課税所得額が58万円以下の方の所得割額の軽減についても継続されます。



負担割合の見直しがあります

毎年8月に前年中の所得額に応じて負担割合の見直しがあります。当初3割負担と判定(同一世帯内で住民税の課税所得額14.5万円以上の被保険者がいる場合)された方で、収入額が一定基準額以下の場合には負担割合が変更になることがあります。該当すると思われる方には6月下旬に通知しますので、指定の期限までに申請をお願いします。

◆申請時に必要なもの 被保険者証、印鑑、前年中の収入額がわかる書類(確定申告書などの写し)

限度額適用・標準負担額減額認定証について

住民税非課税世帯の被保険者が高額な診療を受ける場合に、入院中の食事代の減額や医療費を自己負担限度額までとする認定証を発行します。該当すると思われる方で必要の方は申請をお願いします。

なお、6月10日現在すでに認定証をお持ちの方で8月以降も対象となる方には、7月中旬に新たな認定証を郵送しますので手続きは不要です。※申請時に必要なものはお問い合わせください。

問 保健課 国保医療係
☎(24) 5524 または各総合支所
住民課市民サービス班